L_{27} ＝0.026	る。）
［略］	L_{26} ＝0.056
L_{29} ＝0.0253	L_{27} ＝0.026
L_{30} ＝0.02502	［同左］
$L_{元}$＝0.00001	L_{29} ＝0.0226
M_n　病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	L_{30} ＝0.00002
N_{20} ＝0.02660	M_n　病院事業一般会計出資債（医療施設整備事業）に充てるため平成20年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
N_{21} ＝0.02558	N_{20} ＝0.02662
N_{22} ＝0.026	N_{21} ＝0.027
［略］	N_{22} ＝0.027
N_{26} ＝0.025	［同左］
［略］	N_{26} ＝0.013
N_{28} ＝0.0114	［同左］
［略］	N_{28} ＝0.0024
N_{30} ＝0.0018	［同左］
$N_{元}$＝0.00119	N_{30} ＝0.0018
O_n　病院事業一般会計出資債（機械器具整備事業）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	O_n　病院事業一般会計出資債（機械器具整備事業）に充てるため平成26年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
P_{27} ＝0.057	P_{26} ＝0.125
［略］	P_{27} ＝0.057
P_{29} ＝0.0562	［同左］
P_{30} ＝0.05559	P_{29} ＝0.0502
$P_{元}$＝0.00002	P_{30} ＝0.00004
［略］	［同左］
V_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業	V_n　平成11年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水